



秋田市中心市民サービスセンター

令和7年7月1日

貸出施設の使用について

中央地域づくり協議会[指定管理者]

1 開館時間および休館日

午前9時から午後9時まで（12月29日から翌年1月3日まで休館）

2 使用料

施設使用料は、営利活動、営利に結びつく活動以外は無料です。営利活動に該当するかどうかは当方で協議、判断させていただきます。ただし、次の設備は上記にかかわらず有料となります。

照明器具（多目的ホール） 50円/時間

調理器具一式（調理室） 150円/時間

陶芸窯（陶芸工作室2） 260円/時間 素焼き8時間、本焼き10時間

3 使用の予約申し込み

使用予定日の3ヶ月前の1日から、電話又は受付窓口にて受付致します。ただし、インターネットでの予約は利用の1ヶ月前からしかできません。

中央市民サービスセンター施設使用受付窓口 電話 888-5644
秋田市公共施設案内・予約システム <https://www.city.akita.lg.jp/>

※インターネットでの予約およびキャンセルは、使用受付窓口へ必ず確認のお電話をお願いします。（インターネット予約では利用人数、利用内容、適正使用部屋が把握出来ない為です。）

4 利用回数

1か月に利用できる回数は、原則として1室1日4時間以内で月2日まで。又は、1日8時間以内で月1日まで利用可能です。利用の予約は、3ヶ月前の当該月の1日から受け付けします。前月の20日以降であれば空き状況により、2日分の追加予約が可能です。（8時間使用の場合は1日分）

※インターネット予約の場合は月4回以上入力出来ますが、予約回数オーバーの場合は、当方より予約変更のご連絡をさしあげる場合がございます。

5 使用の開始および終了

- ・施設の使用当日は、使用前に受付窓口で「使用許可申請書」を記入し、使用後は受付窓口へご連絡ください。
当日予約の当日ご利用は状況によりお断りする場合があります。
- ・有料の設備を使用する場合は、申込時に受付窓口へ申し出てください。
- ・施設の使用後は、施設および付属設備等を原状に復し、清掃を行い、ゴミ

等は持ち帰ってください。

- ・使用時間には準備、片付けの時間を含みます。次の使用者に迷惑がかからないよう十分留意してください。

6 使用上の注意

- ・センター内での飲食は、他の使用者に迷惑がかからないようお願いします。
- ・センターを含む市庁舎内は全面禁煙です。
- ・使用前に非常口を確認してください。また、非常口や消防設備の付近に物品を置かないでください。
- ・管理の都合上、施設使用中に管理人が立ち入る場合があります。
- ・火災、爆発、その他危険が生じるおそれのある行為、および火気の発する器具、お香、アロマなどの匂い強い物の持ち込みはお断りします。
- ・騒音または大声を発する等、他の使用者や来庁者に迷惑を及ぼす行為をしないでください。
- ・施設等を汚損、または損傷するおそれのある行為をしないでください。
施設等を破損又は滅失したときは、直ちに受付窓口へ連絡してください。
- ・許可を受けないで物品等の販売および広告、宣伝、募金その他これらに類する行為をしないでください。
- ・許可を受けた施設以外へ立ち入らないでください。
- ・管理人に断りなく備え付けの物品を移動しないでください。
- ・その他、管理上支障となる行為をしないでください。
- ・閉館時間は午後9時です。午後9時までには退館願います。
- ・当施設は災害時の緊急避難場所になっており、中央地域に避難勧告・避難指示が発令された場合は、一般のご利用は出来ない場合があります。
- ・部屋の換気に努めてください。
- ・フリースペースでの長時間滞在、他の人への迷惑行為をしないでください。

7 使用の制限

- ・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき、違法販売、違法サービス行為や管理上支障があるとき、使用の許可条件に違反したときは、使用を制限又は停止します。
- ・施設の設置目的から逸脱した使用（1人での使用、冠婚葬祭、宗教団体の布教・教化活動、飲酒を伴う会合など）は、許可しておりません。選挙運動に関しては別途ご相談願います。
基本的に飲酒は他のご利用者へのご迷惑を考慮し、お断りしております。
- ・令和7年7月1日より各室2人以上（ただし、多目的ホール、洋室4については5名以上）のご使用にさせていただきます。
- ・原則、管理者が許可した以外は音楽室は音楽関係、太極拳、ダンス、ストレッチなど、和室4（お茶室）は茶道の使用に限らせていただきます。

※内容については令和7年7月1日～8年3月31日受付の一部実証実験項目がありますので結果次第で変わる可能性がありますのでご了承ください。